

目次

1 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 第12回常任委員会決定事項 【令和5年8月31日開催】

(1) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備 総合計画(第4次)	P 1
(2) 第80回国民スポーツ大会正式競技会場の変更	P 2
(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項	P 3
(4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金趣意書	P 8
(5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金謝意表明実施要領	P 9
(6) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金箱設置要領	P 11
(7) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛事務取扱要領	P 17
(8) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程	P 26

2 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 第8回総会決定事項 【令和5年8月31日開催】

(1) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度事業報告	P 31
(2) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度収支決算	P 36
(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置	P 39
(4) 総会から常任委員会への委任事項	P 40

3 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第1回総会決定事項 【令和5年8月31日開催】

(1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業計画	P 41
(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支予算	P 42
(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会役員を選任	P 43

4 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第1回常任委員会決定事項 【令和5年12月21日開催】

(1) 青の煌めきあおもり国スポ正式競技会場の変更	P 44
(2) 青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ開催競技及び 競技会場の変更	P 45
(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領	P 46

令和5年8月31日
第12回常任委員会 決定

第80回国民スポーツ大会正式競技会場の変更

1 第80回国民スポーツ大会正式競技会場の変更

競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設	
ライフル 射撃	50m、 10m・ AP	全種別	弘前市	変更前	岩木青少年スポーツセンター 特設ライフル射撃場
				変更後	弘前市運動公園運動広場 特設ライフル射撃場
	変更前			岩木青少年スポーツセンター 体育館	
	変更後			弘前克雪トレーニングセンター	
BR・BP					

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金・企業協賛推進要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下、「国スポ・障スポ」という。）における募金及び企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(募金の名称)

第2条 募金の名称は「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金」とし、愛称を「青のきらめき募金」とする。

(募金の対象者)

第3条 募金の対象者は、県内外の個人及び企業・団体とする。

(募金の種類)

第4条 募金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人募金
- (2) 職場募金
- (3) 企業・団体募金
- (4) 募金箱募金
- (5) その他の募金

(募金の募集期間)

第5条 募金の募集期間は、令和5年8月31日から令和8年10月31日までとする。

(寄附金の受入れ及び用途)

第6条 募金は、青森県または青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れ、「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金」（以下、「基金」という。）に積み立てるものとし、国スポ・障スポの県民運動やボランティア活動等の運営経費に充てるものとする。

(謝意表明)

第7条 一定額以上の寄附者に対しては、別に定めるところにより謝意表明を行うものとする。

(企業協賛の名称等)

第8条 企業協賛の名称は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛」とする。

2 協賛金または物品を提供する企業・団体を「協賛企業」という。

(企業協賛の種類)

第9条 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー

実行委員会に対して、1,000万円以上の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(2) オフィシャルスポンサー

実行委員会に対して、500万円以上1,000万円未満の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(3) オフィシャルサポーター

実行委員会に対して、100万円以上500万円未満の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(4) リージョナルスポンサー

実行委員会に対して、10万円以上100万円未満の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(5) オフィシャルサプライヤー

実行委員会に対して、実行委員会が必要と認めた100万円相当額以上の物品等（協賛金を含まない）を提供または貸与する企業・団体

(6) リージョナルサプライヤー

実行委員会に対して、実行委員会が必要と認めた10万円相当額以上100万円相当額未満の物品等（協賛金を含まない）を提供または貸与する企業・団体

(企業協賛の特典)

第10条 実行委員会は、企業協賛の対価として別表に定める特典を付与するものとする。

(企業協賛の募集期間)

第11条 協賛企業の募集期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、リージョナルスポンサー

令和5年8月31日から令和8年3月31日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

令和5年8月31日から大会終了まで

(協賛金の収納期間)

第12条 協賛金の収納期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、リージョナルスポンサー

契約締結日から令和8年6月30日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

契約締結日から大会終了まで

(協賛金等の受入れ及び使途)

第 13 条 協賛金等は実行委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営に活用するものとする。

(協賛企業との契約)

第 14 条 実行委員会は、協賛企業と協賛金の支払い又は物品等の提供の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

(補則)

第 15 条 実行委員会は、会場地市町村及び競技団体と協力して、募金活動を推進する。

2 会場地市町村(実行委員会等含む)及び競技団体が企業協賛制度を実施しようとする場合は、事前に実行委員会と協議を行うものとし、「青の煌めき」と類似する名称を使用しないものとする。

3 この要項に定めるもののほか、募金及び企業協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第10条関係）

	特典の内容
JAPAN GAMES パートナー	<ul style="list-style-type: none"> ①「JAPAN GAMES パートナー」の呼称使用権 ②国民スポーツ大会標章の広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③国スポ・障スポの愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ④国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用権 ⑤開・閉会式会場における物販・商談・PRブース出展権 ⑥開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング権 ⑦開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ⑧役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑨国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権 ⑩競技会場内におけるPR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑪開・閉会式会場内におけるPR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑫開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑬開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑭国スポ・障スポ広報誌等への企業・団体名及びロゴ掲載 ⑮国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑯総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑰新聞・ラジオ・テレビ等への広告 ⑱ゼッケンスポンサー、ナンバーカードスポンサーに協賛できる権利
オフィシャル スポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ②国スポ・障スポの愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ③国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用権 ④開・閉会式会場におけるPRブース出展権 ⑤開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング権 ⑥開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ⑦役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑧国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権 ⑨開・閉会式会場内におけるPR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑩開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑪開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑫国スポ・障スポ広報誌等への企業・団体名及びロゴ掲載 ⑬国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑭総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑮新聞・ラジオ・テレビ等への広告
オフィシャル サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ①「オフィシャルサポーター」の呼称使用権 ②国スポ・障スポの愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ③国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用権 ⑥開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ⑦役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑧国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権

	特典の内容
オフィシャル サポーター	⑨開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑩国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
リージョナル スポンサー	①「リージョナルスポンサー」の呼称使用权 ②国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用权 ③開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ④役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑤国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権 ⑥開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名掲出 ⑦国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名掲出 ⑧総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名掲載
オフィシャル サプライヤー	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用权 ②国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用权 ③開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ④国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名及びロゴ掲載 ⑥提供物品への企業・団体名及びロゴ掲載（開・閉会式会場、市町村競技会場を除く）
リージョナル サプライヤー	①「リージョナルサプライヤー」の呼称使用权 ②国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用权 ③国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名掲載 ⑥提供物品への企業・団体名及びロゴ掲載（開・閉会式会場、市町村競技会場を除く）

※ PR看板、総合プログラム等への広告掲載については、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金趣意書

2026年、「翔ける未来へ縄文の風に乗って」をスローガンに、国内最大のスポーツの祭典である第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」が青森県で開催されます。

あおもり国スポ・障スポの開催は、スポーツの振興や障がいのある方の社会参加の推進はもとより、スポーツによる地域の活性化、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、新たな活力の創出に繋がり、全国から訪れる多くの参加者へ本県のあらゆる魅力を発信できる貴重な機会でもあります。

このため本県では、県民力を結集し、青森らしさあふれる大会となるよう、開催準備段階から感動が創出されるとともに、様々な取組が開催後の本県活力へ繋がることを目指して、基本目標である「オールあおもりで感動を創出し、県民のレガシー（遺産）とする」の実現に向けて、様々な取組を展開していきます。

現在、県、市町村、競技団体、関係団体等が一体となって開催準備を進めておりますが、あおもり国スポ・障スポを成功に導くためには、企業や各種団体、そして県民一人ひとりの皆様方のより一層の御支援と御協力が何よりも必要であります。

このような趣旨から、皆様に広く募金をお願いし、来県者をお迎えするおもてなし、会場周辺の環境美化、大会ボランティアの育成などの大会運営経費として活用させていただきたいと考えております。

皆様方には、何とぞこの趣旨に御賛同いただき、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月31日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 宮下 宗一郎

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金謝意表明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めき青森国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項第7条の規定に基づき、寄附者に対する謝意の表明について必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。

2 複数回にわたる寄附の場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 感謝状の贈呈、礼状の送付等は、原則として寄附ごとに実施する。

(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポウェブサイトへの氏名又は名称の掲載は、寄付の総額を基準に実施する。

(贈呈式)

第3条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

(1) 同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があつた場合でも、原則として一回限りの実施とする。

(2) 寄附者が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を持参又は郵送する。

(実施時期)

第4条 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。ただし、贈呈式については、期日を定め実施することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、謝意の表明に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第2条関係）

寄附金額	謝意表明の方法	備 考
100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（額付き） ・青の煌めきあおもり国スポ総合開会式、同総合閉会式、青の煌めきあおもり障スポ開会式、同閉会式のいずれかに招待（2名まで） ・ぬいぐるみ 	青の煌めきあおもり国スポ ・障スポ実行委員会会長又は副会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（額付き） ・ぬいぐるみ 	青の煌めきあおもり国スポ ・障スポ実行委員会事務局長又は事務局次長による贈呈式を実施
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状 ・ボールペン 	郵送又は持参
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状 ・ピンバッジ 	郵送又は持参

※寄附者が同意した場合は、氏名または名称をウェブサイトへ掲載する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金箱設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項（以下「要項」という。）第4条第1項第4号に基づき設置する募金箱に関し、要項第15条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金（以下「青のきらめき募金」という。）の趣旨に賛同し、設置に協力する公共機関等（以下「設置協力者」という。）に設置する。

(設置期間)

第3条 募金箱の設置期間は、募金箱を設置した日から令和8年10月31日までとする。

(募金箱の管理)

第4条 実行委員会は、募金箱設置管理簿（様式第1号）を備え、募金箱の数量、設置場所等について適正な管理を行わなければならない。

- 2 設置協力者は、募金箱を設置したときは、募金箱設置報告書（様式第2号）により、募金箱設置場所及び募金箱管理者を実行委員会に報告するものとする。
- 3 設置協力者は、募金箱の設置場所及び募金箱管理者を変更したときは、募金箱設置変更報告書（様式第3号）により、実行委員会に報告するものとする。
- 4 募金箱管理者は、募金箱を安全な方法で管理するものとし、募金箱の破損、紛失等があった場合には、募金箱破損・紛失等報告書（様式第4号）により、速やかに実行委員会に報告するものとする。

(募金の払込み)

第5条 募金箱管理者は、少なくとも年1回、原則として毎年12月末までに、募金額を募金額報告書（様式第5号）により実行委員会に報告するものとする。

- 2 募金の納付は、実行委員会が指示する方法により行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

様式第1号 (第4条第1項関係)

募 金 箱 設 置 管 理 簿

募金箱 番 号	設 置 場 所 (郵便番号 所在地)	募 金 箱 管 理 者			備 考
		職名	氏 名	電 話 番 号	

様式第2号（第4条第2項関係）

募 金 箱 設 置 報 告 書

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
代 表 者 氏 名：

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金の募金箱を、下記のとおり設置しましたので報告します。

記

募金箱 番 号	設 置 場 所 (郵便番号 所在地)	募 金 箱 管 理 者			備 考
		職 名	氏 名	電 話 番 号	

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

募 金 箱 設 置 変 更 報 告 書

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
代 表 者 氏 名：

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金の募金箱の設置に関して、下記のとおり変更しましたので報告します。

記

		変 更 前	変 更 後	備 考
募金箱番号				
設 置 場 所				
募 金 箱 管 理 者	職 名			
	氏 名			
	電 話 番 号			

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

様式第4号（第4条第5項関係）

募 金 箱 破 損 ・ 紛 失 等 報 告 書

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
募金箱管理者氏名：

募 金 箱 番 号	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
破 損 ・ 紛 失 年 月 日	
破 損 ・ 紛 失 状 況	

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

様式第5号（第5条第1項関係）

募 金 額 報 告 書

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
代 表 者 氏 名：

令和 年 月 日現在、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金の募金箱に募金された金額について、下記のとおり報告します。

記

募金箱 番 号	設 置 場 所 (郵便番号 所在地)	募金額

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項（以下「要項」という。）第8条から第14条までに規定する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(企業協賛の申込)

第2条 要項第9条に規定する企業協賛の意思を表明する企業等は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛申込書（様式第1号から第6号のいずれか）を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出するものとする。

(契約書の作成)

第3条 実行委員会は、前条による申込みを受け、要項第14条に規定する契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。

(協賛物品等受領書の交付)

第4条 実行委員会は、協賛企業から協賛物品等を受入れたときは、協賛物品等受領書（様式第7号）を協賛企業に対し交付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ JAPAN GAMES パートナー 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

住 所 又 は 所 在 地
名 称
代表者 (役職・氏名)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

(消費税及び地方消費税を含む)

(うち、物品等 円相当を含む)

内訳	令和5年度分	円
	令和6年度分	円
	令和7年度分	円
	令和8年度分	円

(提供物品等の内訳は別紙のとおり)

<連絡担当者>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

別紙（様式第1号～第4号共通）

項 目	内 容 等
提 供 物 品 等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 価 換 算 額	円（消費税及び地方消費税込み）
提 供 方 法 （いずれかに○）	譲 渡 ・ 貸 与 ・ その他（ ）
提 供 時 期	
備 考	

様式第2号（第2条関係）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ オフィシャルスポンサー 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

住 所 又 は 所 在 地
名 称
代表者（役職・氏名）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

（消費税及び地方消費税を含む）

（うち、物品等 円相当を含む）

内訳 令和5年度分 円
令和6年度分 円
令和7年度分 円
令和8年度分 円

（提供物品等の内訳は別紙のとおり）

<連絡担当者>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第3号 (第2条関係)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ オフィシャルサポーター 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

住 所 又 は 所 在 地
名 称
代表者 (役職・氏名)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

(消費税及び地方消費税を含む)

(うち、物品等 円相当を含む)

内訳 令和5年度分 円
令和6年度分 円
令和7年度分 円
令和8年度分 円

(提供物品等の内訳は別紙のとおり)

<連絡担当者>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第4号 (第2条関係)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ リージョナルスポンサー 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

住 所 又 は 所 在 地
名 称
代表者 (役職・氏名)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

(消費税及び地方消費税を含む)

(うち、物品等 円相当を含む)

内訳 令和5年度分 円
令和6年度分 円
令和7年度分 円
令和8年度分 円

(提供物品等の内訳は別紙のとおり)

<連絡担当者>

部 署 ・ 役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

様式第5号（第2条関係）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ オフィシャルサプライヤー 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

住 所 又 は 所 在 地
名 称
代表者（役職・氏名）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

項 目	内 容 等
提 供 物 品 等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 価 換 算 額	円（消費税及び地方消費税込み）
提 供 方 法 （いずれかに○）	譲 渡 ・ 貸 与 ・ その他（ ）
提 供 時 期	
備 考	

<連絡担当者>

部 署 ・ 役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

様式第6号（第2条関係）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ リージョナルサプライヤー 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

項 目	内 容 等
提 供 物 品 等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 価 換 算 額	円（消費税及び地方消費税込み）
提 供 方 法 （いずれかに○）	譲 渡 ・ 貸 与 ・ その他（ ）
提 供 時 期	
備 考	

<連絡担当者>

部 署 ・ 役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

様式第7号（第4条関係）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 協賛物品等受領書

令和 年 月 日

住所又は所在地
名称

代表者（役職・氏名） 様

青森県長島1丁目1-1

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

青の煌めきあおもり国スポ・障スポへの協賛として、下記のとおり物品等を受領しました。

記

項目	内容等
提供物品等	
仕様等	
数量	
付属品等	
市価換算額	円（消費税及び地方消費税込み）
提供方法 （いずれかに○）	譲渡 ・ 貸与 ・ その他（ ）
提供時期	
備考	

第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 専 門 委 員 会 規 程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 会 則 第 1 3 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 専 門 委 員 会 (以 下 「 委 員 会 」 と い う 。) の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(委員会の種類等)

第 2 条 委 員 会 の 種 類 並 び に 常 任 委 員 会 か ら の 付 託 事 項 及 び 委 任 事 項 は、 別 表 の と お り と す る。

(役員)

第 3 条 委 員 会 に 次 の 役 員 を 置 く。

(1) 委 員 長 1 名

(2) 副 委 員 長 1 名

2 委 員 長 及 び 副 委 員 長 は、 第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 会 長 (以 下 「 会 長 」 と い う 。) が 委 嘱 す る。

3 委 員 長 は、 委 員 会 を 代 表 し、 会 務 を 総 理 す る。

4 副 委 員 長 は、 委 員 長 を 補 佐 し、 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 欠 け た と き は、 そ の 職 務 を 代 理 す る。

(会議)

第 4 条 委 員 会 は、 必 要 に 応 じ て 委 員 長 が 招 集 し、 委 員 長 が 議 長 と な る。

2 委 員 会 の 議 事 は、 出 席 委 員 の 過 半 数 で 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

3 委 員 長 は、 や む を 得 な い と 認 め ら れ る 事 項 又 は 軽 易 な 事 項 に つ い て は、 書 面 に よ る 議 決 を 求 め、 こ れ を も っ て 委 員 会 に 代 え る こ と が で き る。

4 委 員 長 は、 必 要 が あ る と き は、 委 員 以 外 の 者 の 出 席 を 求 め、 そ の 意 見 又 は 説 明 を 聴 く こ と が で き る。

(部会)

第 5 条 委 員 会 は、 運 営 上 必 要 が あ る と き は、 部 会 を 設 け る こ と が で き る。

2 部 会 の 委 員 は、 会 長 が 委 嘱 す る。

3 部 会 に 関 す る 事 項 は、 委 員 長 が 定 め る。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 8 月 3 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平 成 2 9 年 4 月 1 9 日 一 部 改 正)

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成30年7月10日一部改正）

この規程は、平成30年8月30日から施行する。

附 則（令和元年6月14日一部改正）

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日一部改正）

この規程は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関する事2 会場地選定に関する事3 県及び会場地市町村の業務分担に関する事4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関する事2 文化プログラムに関する事3 他の専門委員会に属さない事項に関する事
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営等の基本的事項に関する事2 競技運営に係る計画の立案に関する事3 競技用具の整備計画に関する事4 その他競技運営に係る重要な事項に関する事	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営に係る計画の推進に関する事2 競技役員等の養成及び編成に関する事3 競技用具整備の推進に関する事4 デモンストレーションスポーツに関する事5 リハーサル大会に関する事6 競技記録に関する事7 その他競技運営に関する事
施設専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事	<ol style="list-style-type: none">1 競技施設及び関連施設の整備に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関する事 3 情報通信施設整備の基本的事項に関する事 4 その他施設に係る重要事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関する事 3 情報通信施設の整備に関する事 4 その他施設に関する事
広報・県民運動専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 記録映像及び記録写真に関する事 6 その他広報及び県民運動に関する事
宿泊専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的な事項に関する事 2 その他宿泊に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関する事 2 食事等の提供に関する事 3 その他宿泊に関する事
輸送・交通専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関する事 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関する事 2 開・閉会式の輸送に関する事 3 競技会場地の輸送に関する事 4 その他輸送及び交通に関する事
式典専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 式典の基本的事項に関する事 2 その他式典に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗・炬火リレーに関する事

		5 その他式典に関すること
医事・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の基本的な事項に関すること 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び防疫に関すること 2 食品衛生及び環境衛生に関すること 3 その他医事衛生に関すること
警備・消防専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること 2 その他警備及び消防防災に関すること
水泳（飛込）競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県外開催水泳競技の基本的事項に関すること 2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。
馬術競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県外開催馬術競技の基本的事項に関すること。 2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・

		<p>交通、警備及び消防防災に関すること。</p> <p>5 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営専門委員会に限る。）。</p> <p>6 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。</p> <p>2 全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び選手団サポートに限る。）に関すること。</p> <p>3 全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担及び経費負担に関すること。</p> <p>4 競技運営主管団体との調整に関すること。</p> <p>5 その他全国障害者スポーツ大会の企画・運営（施設、広報・県民運動、宿泊、輸送・交通、式典、医事・衛生、警備・消防等）に関すること。</p>

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
令和4年度事業報告

1 開催準備業務

主な業務	内 容
(1) 各種基本方針等の策定	・総合開・閉会式会場整備基本計画
(2) 会場地市町村の選定等	・第11回常任委員会で正式競技種別変更及び競技会場の変更について審議・承認 ・第11回常任委員会でデモンストレーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更について審議・承認
(3) 競技役員等養成の補助	・令和4年度第80回国民スポーツ大会競技役員等養成事業補助金交付要綱を制定し、県競技団体に対し補助を実施
(4) 広報活動の推進	・あおり国スポ開催PRのための広報物作成及び配布 ・あおり国スポ専用ホームページ及びSNSの運用 ・青の煌めきダンス普及活動(ダンス出前教室等) ・広報・運営ボランティア募集開始 ・県民運動リーフレットの制作・配布
(5) その他開催準備業務の推進	・大会マスコットキャラクター「アップリート君」展開型(「モルック」及び「募金」)作成

2 会議の開催

(1) 総会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案
第7回総会	R4. 7. 22	ホテル青森	・令和3年度事業報告 ・令和3年度収支決算 ・令和4年度事業計画 ・令和4年度収支予算

(2) 常任委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案
第11回常任委員会	R4. 12. 21	ホテル青森	・正式競技種別変更及び競技会場の変更 ・デモンストレーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更 ・総合開・閉会式会場整備基本計画

(3) 専門委員会

ア 総務企画専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第11回 総務企画専門 委員会	R4.11.7	ウェディングプラザ アラスカ	・正式競技種別変更及び競技会場の変更

イ 競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第10回 競技運営専門 委員会	R4.5.16	書面開催	(報告事項のみ) ・競技役員等の養成 ・競技別リハーサル大会(第二次案) ・練習会場(第二次案) ・競技別会期(第一次案) ・競技別会期決定までの流れ
第11回競技運 営専門委員会	R4.11.14	書面開催	・デモンストレーションスポーツ開催競技 及び競技会場の変更

ウ 施設専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第5回 施設専門委員会	R4.9.16	ウェディングプラザ アラスカ	・総合開・閉会式会場整備基本計画 ・情報通信設備整備計画

エ 広報・県民運動専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第10回 広報・県民運動 専門委員会	R4.10.7	書面開催	(報告事項のみ) ・第25回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱い規程の制定について ・ボランティアネットワーク事業について ・令和3年度広報活動の取組実績及び令和4年度広報活動の取組予定

オ 宿泊専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第4回 宿泊専門委員会	R4.9.2	青森県庁東棟5階 中会議室	・宿泊施設充足対策要項

カ 輸送・交通専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第3回 輸送・交通専門委員会	R4. 8. 31	書面開催	(報告事項のみ) ・会場地市町村選定状況

キ 式典専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第4回 式典専門委員会	R5. 1. 24	ウェディングプラザ アラスカ	・総合開・閉会式の方向性 ・式典実施計画作成に係る業務委託 ・式典音楽の制作 ・炬火台・炬火トーチ・炬火受皿の製作

ク 医事・衛生専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第3回 医事・衛生専門委員会	R4. 10. 13	青森県庁東棟5階 中会議室	・医療救護要項 ・防疫対策要項 ・食品衛生対策要項 ・環境衛生対策要項

ケ 警備・消防専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第3回 警備・消防専門委員会	R4. 8. 9	青森県庁南棟2階 中会議室	・市町村警備・消防防災業務推進指針

コ 水泳（飛込）競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第3回 水泳（飛込）競技 運営専門委員会	R4. 12. 1	書面開催	(報告事項のみ) ・水泳（飛込）競技会開催準備状況 ・第62回全国中学校水泳競技大会飛込競技視察報告 ・いちご一会とちぎ国体水泳（飛込）競技視察報告

サ 馬術競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第3回 馬術競技運営専門委員会	R4. 11. 10	山梨県庁	<ul style="list-style-type: none"> 馬術競技会施設整備実施計画 馬術競技会宿泊・医事衛生業務実施計画

(4) 市町村・競技団体担当者会議

会議名	開催年月日	開催場所	説明事項等
第2回 会場地市町村宿泊・輸送担当者会議	R4. 6. 30	オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> 第1時仮配宿実施結果 宿泊施設充足対策要項案 配宿方式 競技会場地輸送計画の策定
第5回 市町村担当者会議	R4. 9. 16	オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> 青の煌めきあおもり国スポ・障スポボランティアの募集について
第6回 市町村担当者会議	R5. 1. 11	オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会文化プログラムに係る事前調査について
第6回 会場地市町村担当者会議・ 第5回 競技団体担当者会議	R5. 1. 13	オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> リハーサル大会運営費補助金（第3次）及び会場地市町村運営交付金（第2次）に係る経費調査について
第7回 会場地市町村担当者会議	R5. 2. 3	オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> 競技施設仮設等対応費補助金について

(5) 市町村担当者説明会

会議名	開催年月日	開催場所	説明事項等
会場地市町村 宿泊業務地区別 説明会	R4. 8. 23	YSアリーナ八戸	<ul style="list-style-type: none"> 第2回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議概要 会場地市町村宿泊担当者会議等のスケジュール 宿泊施設充足対策 各競技の配宿特性
	R4. 8. 24	新町キューブ（青森市）	
	R4. 8. 29	弘前市役所	
	R4. 8. 30	十和田市役所	
	R4. 9. 13	むつ市役所	

3 各種調査の実施

主な調査	内 容
市町村・競技団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地選定（会場変更）に係るヒアリング ・各種調査実施に係るヒアリング（練習会場及び競技用具整備計画第一次、競技役員等第一次編成、競技別リハーサル大会開催意向（第1次）） ・各種補助金に係るヒアリング（リハーサル大会運営費、競技役員等養成事業費、市町村競技施設仮設等対応費及び会場地市町村運営交付金）
先催県の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度開催県検討会議（第2回はリモートで開催）で意見交換 ・令和4年度国民体育大会開催地連絡協議会や第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）の開催準備状況及び業務運営等について情報収集
宿泊施設提供対策調査	<ul style="list-style-type: none"> ・開催時期が観光シーズンのため、宿泊先の不足が見込まれることから、県内宿泊施設の提供促進を図ることを目的として、収容人数30人以上の宿泊施設を対象にヒアリング調査を実施。
輸送・交通基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送について、今後策定する輸送・交通実施計画の基礎資料とするため、資料の収集や推計、現況調査、ルートの検討等を業務委託により実施。
弁当調製施設調査	<ul style="list-style-type: none"> ・大会に参加する選手・監督等に提供する昼食弁当が円滑かつ確実に調達できるよう、県内の弁当調製施設の概要及び弁当調製能力等を把握することを目的とし、青森県内で食品衛生法の営業許可を受けている施設に対し、施設概要、調製能力、配達・回収能力、衛生管理体制等に関する事項について文書調査を実施。

5 協議・連絡調整の実施

主な調整先	内 容
公益財団法人日本スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度国民体育大会委員会（全4回）への出席

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
令和4年度収支決算

収入決算額 103,274,293円
支出決算額 103,274,293円
差引残額 0円

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	補正額	現計予算額 A	決算額 B	差引額A-B	備考
県負担金	116,770,000	△ 9,377,000	107,393,000	103,273,841	4,119,159	
諸収入	0	0	0	452	△ 452	預金利息
合計	116,770,000	△ 9,377,000	107,393,000	103,274,293	4,118,707	

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	補正額	現計予算額 A	決算額 B	差引額A-B	備考
事業費	106,742,000	△ 9,377,000	97,365,000	93,419,870	3,945,130	総会、常任委員会及び専門委員会等会議開催経費、広報啓発費、競技役員等養成費、調査費、競技用具整備費
事務局費	10,028,000	0	10,028,000	9,854,423	173,577	事務局運営経費
合計	116,770,000	△ 9,377,000	107,393,000	103,274,293	4,118,707	

監 査 報 告

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則第7条第4項及び第17条の規定に基づき、令和4年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和5年 6 月 13 日 監 事 細川 義正

令和5年 月 日 監 事

令和5年 月 日 監 事

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会

会 長 三 村 申 吾 様

監査報告

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則第7条第4項及び第17条の規定に基づき、令和4年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和5年 7月5日 監事 原田啓一

令和5年 7月7日 監事 小鹿継仁

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長 宮下 宗一郎 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置

1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の本県での開催が正式決定されたことから、同協会が定める国民体育大会開催基準要項の規定に基づき、開催県として「実行委員会」を設置するものである。また、第25回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の本県での開催も正式決定されたことから、国スポ及び障スポの開催準備、運営を一体的に推進していくものとする。

○国民体育大会開催基準要項

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

(2) 組織

現行の第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「国スポ準備委員会」という。）の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐとともに、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を新たに設置する。

(3) 委員構成

国スポ準備委員会委員に以下の団体等の代表者を追加する。（国スポ準備委員会委員が所属する団体と重複する団体は除く。）

- ・第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会委員
- ・国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体

3 会則等の改正

組織名称を変更するとともに、第80回国民スポーツ大会冬季大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加するため、国スポ準備委員会会則を改正する。

また、国スポ準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規定等については、「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるものは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第80回国民スポーツ大会」とあるものは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」と読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととする。

総会から常任委員会への委任事項

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 国スポ・障スポ開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備計画に関すること
- 5 国スポ・障スポ実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び県民運動に関すること
- 9 宿泊及び衛生に関すること
- 10 輸送及び交通に関すること
- 11 医療救護、消防防災及び警備に関すること
- 12 式典の企画及び運営に関すること
- 13 募金・企業協賛に関すること
- 14 その他開催準備に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

令和5年度事業計画

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の令和5年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種基本方針等の策定
- (2) 会場地市町村の選定等
- (3) 競技役員等の養成
- (4) 広報活動及び県民運動の推進
- (5) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
(総務企画、競技運営、施設、広報・県民運動、宿泊、輸送・交通、式典、医事・衛生、警備・消防、水泳（飛込）、馬術競技運営及び全国障害者スポーツ大会)
- (4) 市町村・競技団体担当者会議

3 各種調査の実施

- (1) 市町村ヒアリング・競技団体ヒアリング
- (2) 先催県の情報収集

4 協議・連絡調整の実施

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
令和5年度収支予算

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の令和5年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額		説 明
		うち暫定予算額	
負担金	242,735	197,409	青森県負担金 〔 暫定予算額内訳 国スポ分 175,663千円 障スポ分 21,746千円 〕
合 計	242,735	197,409	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額		説 明
		うち暫定予算額	
事業費	185,623	174,840	総会、常任委員会及び専門委員会等会議開催経費、 広報啓発費、県民運動推進費、募金・企業協賛推進 費、競技役員等養成費、調査費、競技用具整備費、 宿泊・輸送対策費 〔 暫定予算額内訳 国スポ分 154,445千円 障スポ分 20,395千円 〕
事務局費	57,112	22,569	事務局運営費 〔 暫定予算内訳 国スポ分 21,218千円 障スポ分 1,351千円 〕
合 計	242,735	197,409	

令和5年8月31日
第1回総会 決定

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会役員^{きら}の選任

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第6条第2項に基づき、副会長及び常任委員を下記のとおり選任する。

役職名	機関・団体名及び役職	新任者
副会長	(一財) 青森県身体障害者福祉協会会長	東山 国男
常任委員	(一社) 青森県手をつなぐ育成会理事長	小関 幸一
常任委員	青森県特別支援学校校長会会長	柿崎 朗
常任委員	青森県国スポ・障スポ局長	石橋 豊

青の煌めきあおもり国スポ正式競技会場の変更

競技・種目名		種別	会場地	競技会場	
体操	トランポリン	男子 女子	弘前市	変更前	青森県武道館
				変更後	岩木山総合公園体育館
相撲		成年男子 少年男子	十和田市	変更前	十和田市屋内グラウンド
				変更後	十和田市相撲場
ラグビーフットボール	15人制	少年男子	青森市	変更前	大進建設スポーツ広場 ラグビー場 大進建設スポーツ広場 多目的グラウンド
				変更後	大進建設スポーツ広場 ラグビー場

(留意事項)

競技会場は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ開催競技及び
競技会場の変更

1 開催競技及び競技会場の変更

【変更前】

市町村名	競技名	開催予定施設	主管団体名
新郷村	ウォーキング	新郷村内	三ツ岳スポーツクラブ

【変更後】

市町村名	競技名	開催予定施設	主管団体名
新郷村	エンジョイ！グラウンド・ゴルフ	間木ノ平グリーンパーク グラウンド・ゴルフ場	新郷村グラウンド・ゴルフ協会

2 開催競技会場の変更

【変更前】

市町村名	競技名	開催予定施設	主管団体名
おいらせ町	空道	おいらせ町いちょう公園 体育館	特定非営利活動法人 青森県空道協会

【変更後】

市町村名	競技名	開催予定施設	主管団体名
八戸市	空道	YSアリーナ八戸	特定非営利活動法人 青森県空道協会

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めき青森国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が製作する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ（以下「募金グッズ」という。）の販売について必要な事項を定めるものとする。

(販売の目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの愛称、マスコット等を活用した募金グッズを製作し、販売により得た売上金から製造及び販売に要した経費を差し引いた額を青森県に寄附する。

(販売方法等)

第3条 販売する募金グッズの種類及び販売価格は、別に定めるとおりとする。

2 募金グッズの販売期間は、原則として令和8年12月31日までとする。

(委託販売登録)

第4条 委託販売を行おうとする者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、実行委員会の登録を受けなければならない。

- (1) 募金グッズ販売の趣旨を理解し、協力する者であること。
- (2) 従業員が常駐する店舗等を管理・運営していること。
- (3) 個人の場合、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと及び破産の申立てをしていないこと、若しくは破産の宣告を受けていないこと。
- (4) 法人の場合、破産法、会社更生法若しくは民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと、または手続き開始の決定がされていないこと。
- (5) 反社会的行為により県民生活の安全と平穏を脅かす暴力団等ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条の適用を受けていないこと。
- (7) 業務の内容が公序良俗に反するもの、または政治性もしくは宗教性のあるもの等でないこと。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（第1号様式）を実行委員会に提出しなければならない。

3 実行委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて募金グッズを販売する店舗（以下「取扱店」という。）等の現地確認を行ったうえで、第1項各号に掲げる要件を備えていると認めた場合に、登録簿（第2号様式）に記載するとともに、申請者に対して登録通知書（第3号様式）により通知する。

(委託販売)

第5条 前条の登録を受けた者（以下「委託販売者」という。）は、発注書（第4号様式）により募金グッズを発注する。

- 2 実行委員会は、前項の規定により提出された発注書に基づき、納品書（第5号様式）により募金グッズを納品する。
- 3 委託販売者は、販売した募金グッズの売上代金から当該募金グッズの種類及び数量に応じて、別に定める納付金を実行委員会に納入する。
- 4 前項の規定による納付金の納入は、次の各号に定める手続きによる。
 - (1) 委託販売者は、委託販売報告書（第6号様式）により5、8、11、2月の各月末日における販売状況を、当該月の翌月15日までに実行委員会へ提出する。ただし、当該末日における納付額の合計が1万円に満たない場合は、当該月の報告をしないことができる。
 - (2) 実行委員会は、前号の規程により提出された報告書の内容を確認し、委託販売者に対して売上代金請求書（第7号様式）を送付する。
 - (3) 前号の請求書を受領した委託販売者は、当該請求書発行の日から20日以内に、請求額を実行委員会口座に入金する。

（委託販売者の取消し）

- 第6条 実行委員会は、委託販売者がその資格を欠くと認めた場合は、委託販売店登録を取り消すことができる。
- 2 実行委員会は、委託販売店登録を取り消した場合は、委託販売取消通知書（第8号様式）により通知する。

（募金グッズの返品の手扱い）

- 第7条 委託販売者は、販売期間終了後又は前条に定める委託販売店の取消しを受けた時、又は商品の不良を発見した時は、速やかに返品書（第9号様式）を作成し、募金グッズの在庫品とともに実行委員会に提出する。

（その他）

- 第8条 実行委員会は、委託販売者の募金グッズ取扱店を実行委員会ホームページ等に掲載し、一般への周知に努めるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、募金グッズの販売に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称および代表者の氏名）
電話番号
担当者名

登 録 申 請 書

募金グッズ委託販売者として登録を受けたいので、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金
グッズ販売要領第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

取扱店の所在地	〒
取 扱 店 名	
取扱店電話番号	
業種(業務内容)	
営 業 時 間	
休 業 日	

※取扱店の欄が不足する場合は、別紙に記載の上、添付してください。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第4条第1項に定める条件を全て満た
すことを誓約します。

氏名（名称および代表者）

第2号様式（第4条関係）

登録簿

登録番号	取扱店の所在地	取扱店名	取扱店電話番号	業種（業務内容）	営業時間	休業日
	〒					

令和 年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

登 録 通 知 書

令和 年 月 日付け「登録申請書」に基づき、募金グッズ委託販売者として下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号	
取扱店の所在地	〒
取扱店名	
取扱店電話番号	
業種 (業務内容)	
営業時間	
休業日	

第4号様式（第5条関係）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 行き
FAX番号

令和 年 月 日

発 注 書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり発注します。

(単位：個)

品名	現在の在庫 (ア)	今回の発注数 (イ)	今回発注後の在庫 (ア)+(イ)	備考
合計				

令和 年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

納 品 書

令和 年 月 日付け「発注書」に基づき、次のとおり納品します。

(単位：個)

品 名	納品数	備 考
合計		

第6号様式（第5条関係）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 行き
FAX番号

令和 年 月 日

委託販売報告書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第5条第4項第1号の規定に基づき、下記のとおり令和 年 月～令和 年 月分の販売状況を報告します。

（単位：個、円）

品 名	今期分の販売状況等					在庫状況		
	販売数 [A]	1個当たりの額			納付金 [A]×[D]	総発注 数 ①	総販売 数 ②	残数 ②-①
		販売価格 [B]	販売手数 料 [C]	納付金 [D] (B-C)				
合計	個	円	円	円	円	個	個	個

※販売価格は税込の額

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

売上代金請求書

令和 年 月 日付け「委託販売報告書」に基づき、登録番号 ー の取扱店に係る
募金グッズの納付金を、下記のとおり請求します。

(単位：個、円)

品名	今期分販売数 [A]	1個あたりの額			納付金 (請求額) [A]×[D]
		販売価格 [B]	販売手数料 [C]	納付金 [D] (B-C)	
請求額合計					円

※販売価格は税込の額

○振込先

青森銀行 県庁支店

普通預金

口座名義 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

○納付期限

令和 年 月 日

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

委託販売取消通知書

募金グッズ委託販売者の下記の登録については、以下の理由により取り消しましたので通知します。

なお、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第7条の規定により、速やかに「返品書（第9号様式）」を作成し、募金グッズの在庫品とともに青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局に提出してください。

記

登録番号	
取扱店の所在地	〒
取扱店名	
取扱店電話番号	
業種 (業務内容)	
営業時間	
休業日	

(取消理由)

第9号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 様

返 品 書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第7条の規定に基づき、下記のとおり返品を行います。

（単位：個）

品名	総発注数	総販売数	返品数
合計			